

砂川市規則第25号
令和5年10月25日

砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成条例施行規則（平成6年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これに必要な修正を加えて使用することができる。

表 紙 表

年度	交付番号
砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成券	
身体障害者手帳 番号	第 号
氏 名	
発行年月日	年 月 日 砂川市

表 紙 裏

助成券使用上の注意	
1	ハイヤーを利用するときは、必ず身体障害者手帳を所持し、乗車の際、運転者に提示し、助成券を渡して下さい。
2	助成券は、1回1枚（助成料金 540円）のみですので、これを超えた場合は、差額を現金で渡して下さい。
3	使用できるハイヤーは、砂川市内の営業車のみです。
4	住所、氏名の変更及び受給資格を喪失した場合は、直ちに砂川市社会福祉課社会福祉係（電話74-8103）へ届けて下さい。
5	この券の有効期限は、 年3月31日までです。

之 砂 川 印 市	重度身体障害者ハイヤー助成券			
	有効期限	年 月 日まで		
		月 日 時 分	車 号	
	経 路	—		
	使用者名		交付番号	
	料 金	助成料金（小型）540 円		
	ハイヤー会社名			
砂 川 市				